

建築基準法第12条第5項に基づく報告書
(第一面)

(宛先) 茅ヶ崎市長

建築基準法第12条第5項の規定により、下記のエレベーターの安全装置（戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置）の設置に係る報告書を提出します。この報告書に記載の事項及び添付図書については事実に相違ありません。

令和 年 月 日

報告者氏名

・この報告書は、各エレベーター毎に、それぞれ正1通及び副1通を提出すること。

設置した安全装置	<input type="checkbox"/> 戸開走行保護装置 <input type="checkbox"/>地震時管制運転装置	
設置する建築物等	所在地：	
	名称：	
	用途：	
既設エレベーター概要 確認済証の交付 検査済証の交付 定期報告整理番号	名称：	用途：
	積載荷重：	最大定員：
	定格速度：	停止階数
	S・H・R 年 月 日	(確認済証番号 第 号)
	S・H・R 年 月 日	(検査済証番号 第 号)
	登録番号：	(前回報告年月日： 年 月 日) (次回報告予定： 年 月)
安全装置の概要	戸開走行保護装置の設置 (大臣認定番号：) (名称：)	
	地震時管制運転装置の設置 (大臣認定番号：) (名称：)	
検査者 設置後の検査状況	資格： 番号 第 号	
	氏 名：	
その他特記事項	※受付欄	

・この報告書には、「別紙」の図面及び書類を添えること。

【1.所有者】

【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【2.管理者】

【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【3.代理者】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】

【4.設計者】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成した設計図書】

【5.工事監理者】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ハ.電話番号】
【ト.作成した設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】
【ロ.営業所名】 建設業の許可 () 第 号
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【7. 工事着手年月日】 平成・令和 年 月 日

【8. 工事完了年月日】 平成・令和 年 月 日

【9. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② この報告書は、設置後速やかに提出してください。

2. 第一面関係

- ① 報告書の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「設置した安全装置」欄は、該当する項目にチェックしてください。
- ③ 「既設エレベーターの概要」欄の「用途」は、「乗用」、「寝台用」、「その他」の別を記入してください。
なお、「乗用」には人荷用を含むものとし、「その他」の場合は具体的な用途を追記ください。
- ④ 「検査者、設置後の検査状況」欄の「資格」については、一級建築士、二級建築士又は建築基準法施行規則第4条の20第2項に規定する資格を有します。

3. 第二面関係

- ① 2欄は、所有者と管理者が異なる場合で、管理者がこの報告をするときは必ず記入してください。
- ② 3欄は、この報告を所有者等から委任を受けて行う者がいる場合に記入してください。また、委任状及び証明書の写し（建築士免許証、建築士事務所登録証明書等）も併せて提出してください。
- ③ 3欄、4欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を記入してください。

(1)エレベーターの安全装置の設置報告に添える図面及び書類は次による。

事前相談	建築基準法第12条第5項に基づく報告
<p><参考資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置図（同一敷地内に複数建物がある場合） ・平面図（同一建物内に複数台昇降機がある場合） ・昇降機概要図（工事概要、箇所が分かる書類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図（同一敷地内に複数建物がある場合） ・平面図（同一建物内に複数台昇降機がある場合） ・昇降機概要図（工事概要、箇所が分かる書類） ・大臣認定書の写し ・工事写真

(2)設置報告に添える写真について

- ・ 様式は「戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置の写真」を参考とする。
- ・ 報告対象の工事であることが判別できるように工事名、工事箇所、建物名称、昇降機名称等を記載した黒板を掲示して撮影すること。
- ・ 工事完了後の設置状況が明確に確認できること。
- ・ 設置工事が完了した各装置の取付け場所が明確にわかること。
- ・ 認定品等は認定品であることが確認できる銘板等を撮影すること。

戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置の写真

管理番号	安全装置	<input type="checkbox"/> 戸開走行保護装置 <input type="checkbox"/> 地震時管制運転装置	大臣認定番号：
			名称：
写真貼付	部位	特記事項	

管理番号	安全装置	<input type="checkbox"/> 戸開走行保護装置 <input type="checkbox"/> 地震時管制運転装置	大臣認定番号：
			名称：
写真貼付	部位	特記事項	

(備考)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。昇降機が複数となる場合には、「管理番号」欄にその区分がわかるように番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「安全装置」欄は、貼付した写真に応じて「戸開走行保護装置」又は「地震時管制運転装置」のいずれかのチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該装置が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は、その大臣認定番号及び名称を記入してください。
- ④ 「部位」欄は、貼付した写真の部位を記入し、図面等にその位置を表記してください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。なお、法第12条第5項の規定による安全装置の設置に係る報告書様式の別紙の「(2)設置報告に添える工事写真について」にも留意してください。